

茶路小中学校区(通学路対策箇所図)



No.④ 協和橋
 橋の防護柵が歩道の基準を満たしていません、歩行者に対して危険性がある(H30)
 〈対策〉
 ・注意喚起表示の設置
 ・防護柵の改修



No.⑤ 茶路橋
 橋の防護柵が歩道の基準を満たしていません、歩行者に対して危険性がある(H30)
 〈対策〉
 ・防護柵の改修

- 自転車通学経路
- 鎌別バス経路
- 町道バス経路

スクールバスは各家庭前から乗車。
 町道バスは各家庭近くのバス停から乗車。
 松川地区三軒の徒歩通学は、家の前の道を横断し、

- 徒歩通学家庭 ▲
- 自転車通学家庭 ▲
- 鎌別バス通学家庭 ▲
- 町道バス通学家庭 ▲

● : 危険箇所